

平成29年6月9日

卒業生各位

北海道北陵高等学校長 廣田定憲

日本学生支援機構給付奨学金について(お知らせ)

時下 卒業生の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。さて、標記奨学金について次のとおりお知らせいたします。

記

- 1 対象者 3年生と卒業後2年以内の卒業生
- 2 推薦枠 5名 (社会的養護を必要とする生徒の推薦は枠の範囲外)
- 3 推薦要件 別紙「日本学生支援機構給付奨学生の推薦要件」による
- 4 推薦者の決定方法
申込者が推薦枠を超えた場合は、選考委員会で選考し、推薦者を決定します。
推薦要件に合致していることを条件に、①学力・資質、②家計の状況、③総合的な人物評価等により選考を行います。
- 5 日程 6月9日(金)～6月23日(金) 書類提出期間
6月27日(火)予定 給付奨学生候補者選考委員会
6月30日(木)予定 給付奨学生候補者結果通知
- 6 申込方法 申込を希望する場合は、奨学金担当まで連絡してください。必要書類等の説明をいたします。最終的な書類提出の締め切りは6月23日(金)となりますのでお早めにご連絡ください。
(必要書類)
(1) 「給付奨学金確認書(申込書)」 (給付奨学金案内の13～14ページ)
(2) 次のうち該当するもののいずれか
ア 住民税(非)課税の場合、市区町村が発行する家計維持者(2人いる場合は2人とも)の市町村民税の所得割額が「0円」と記載された、奨学金申込年度の「住民税(非)課税証明書」(コピー可)
イ 生活保護受給の場合、住所地の市町村福祉事務所発行の「生活保護受給証明書」(コピー可)
ウ 社会的養護を必要とする生徒等の場合は、施設長発行の「施設在籍証明書」または、児童相談所発行の「児童(里親)委託証明書」
- 7 その他 ご不明な点等ございましたら、奨学金担当までお問い合わせ下さい。
連絡先 札幌北陵高等学校職員室 011-772-3051

日本学生支援機構給付奨学生の推薦要件

北海道札幌北陵高等学校

独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の募集する給付奨学生採用候補者については、機構が作成した給付奨学生採用候補者の推薦に係る指針(ガイドライン)によるつぎの推薦要件を満たす者について、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

(1) 家計について

以下のいずれかに該当する者

- ① 家計支持者が個人住民税(市町村民税)所得割を課せられていないこと(奨学金申込年度の課税証明書に記載の所得割額が0円であること)
- ② 生活保護を受給していること(奨学金申込日現在において保護費を受給していること)
- ③ 社会的養護を必要とする生徒等の場合は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)上の措置として以下の施設等に入所等していること(生徒等が18歳時点で入所等していた(又はしていることが見込まれる)こと)
 - ・ 児童養護施設(児童福祉法第41条に規定する施設)
 - ・ 児童心理治療施設(同法第43条の2に規定する施設)
 - ・ 児童自立支援施設(同法第44条に規定する施設)
 - ・ 児童自立生活援助事業(自立支援ホーム)を行う者(同法第6条の3第1項に規定する事業を行う者)
 - ・ 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者(同法第6条の3第8項に規定する事業を行う者)
 - ・ 里親(同法第6条の4に規定する者)

(2) 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が給付奨学生にふさわしく、進学目的及び進学後の人生設計が明確であり、将来良識ある社会人として活動し、将来的に社会に貢献する人物となる見込みがあること

(3) 健康について

学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第13条による定期又は臨時の健康診断等により、修学に耐え得るものと認められること

(4) 学力及び資質について

以下のいずれかの要件を満たしていること

- ① 本校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者
- ② 教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、本校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者
- ③ 社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者